

災害に強いまちづくりを 日本共産党

八幡市で大きな被災をもたらした6月の大阪北部地震。八幡市の9月議会で、日本共産党は「災害に強いまちづくり」を求めました。災害救助法の適用、避難所となる学校体育館へのエアコン設置などを求めました。

大阪北部地震被災状況(8月末時点)

- ・住宅罹災証明発行 2082件
半壊5件、一部損壊1913件
- ・2つの小学校で体育館の柱など損傷、人権交流センター玄関のひび割れなど。
- ・八幡宮、松花堂庭園など文化財の損壊。

災害救助法適用 国府に制度改善を求めよ

6月の地震で、大阪府では13自治体で災害救助法を適用しましたが、隣接する京都府八幡市は適用されませんでした。同法が適用されると、災害救助は都道府県の責任で実施することになりますが、適用されない場合は、市町村が実施することになり、いろいろな面で制約を受けます。

日本共産党は一般質問で、八幡市は同法の適用を京都府に要請したのか、広域災害時に都道府県を超えた連携が必要であり、国や府に制度・運用の改善をもとめるべき

ではないかと問いました。

市としても改善を要請

これにたいし市長は、八幡市の被災状況が災害救助法の適用条件に達していなかったため、災害救助法の適用を要請しなかったと答弁。同時に、7月下旬に開かれた京都府の市町村長会議で、隣の枚方市で法が適用されているのに八幡では適用されないのは市民的に理解されないと発言し、こうした制度上の問題は府として改善してほしいと要請したことを明らかにしました。

避難所となる学校体育館にエアコン設置を

日本共産党は、災害時の避難所となる学校体育館にエアコンの設置を迫りました。

費用かかるが「国に要望」と答弁

学校体育館へのエアコン設置は全国平均でまだ1%台と低迷していますが、東京都ではすでに8%台となり、練馬区や台東区では今後数年間で100%をめざして毎年整備されています。大阪府箕面市でも100%設置されています。こうした事例を紹介しながら、市の姿勢を問いました。

これにたいし、市は当初「多額の費用が必要であり困難」と答えていましたが、最終的に、市長から、体育館のエアコン整備

に向けて国に制度改善を求めてほしいと京都府に要望したことを明らかにしました。

必要に応じ学校にエレベーターを

9月議会で、車いすを使用する児童・生徒がいる学校に、エレベーターを設置することを求めました。

市は、中学校には年数かけてエレベーターを整備するが、小学校には設置しないと答弁。再質問で、バリアフリー法や障害者差別解消法の認識を確認すると、教育長は、現時点で設置計画はないが、法的には必要、今後考えていくと答えました。